

介護職員等特定処遇改善加算算定の手順

①「介護職員等特定処遇改善計画書」及び必要添付書類の提出

【提出期限】

- ・算定の2ヶ月前の月末までに提出。**※期限厳守！！**
→令和元年10月から算定の場合、8月末までに提出。

※現行の処遇改善加算改善計画書と同じ届出先に提出してください。

(提出書類)

- ・介護職員等特定処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・指定権者内事業所一覧(添付書類1)
- ・届出対象都道府県内一覧表(添付書類2)
- ・都道府県状況一覧表(添付書類3)
- ・サービス提供体制強化加算等の取得状況(参考資料1)

②「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」による届出

○加算の請求を開始する初回及び変更時のみ提出が必要です。

【提出期限】居宅サービス系：算定開始前月の15日まで。

施設系：算定開始月の1日まで。 →10月から算定の場合、居宅サービスは

9月16日(月)、施設系は10月1日(火)まで。 ※特定加算に対応した様式で提出する必要があります。

(6/11時点では国から様式が示されていません。新様式が確定しましたらお知らせします。)

③ ●加算算定(期間：算定開始月～翌年3月)

●処遇改善の実施(期間：計画書で定めた計画期間)

- ・加算算定対象職員(経験・技能のある介護職員等)の賃金改善
- ・算定要件(介護福祉士の配置要件、職場環境要件、見える化要件)の整備及び実施
- ・職員への周知等 **※計画内容等に変更があれば届出が必要です。**

④「介護職員等特定処遇改善実績報告書」の提出

【提出期限】

- ・算定期間における加算受給最終月の2ヶ月後の月末までに指定権者に提出
→ 加算受給最終月が5月の場合は7月末 **※期限厳守！！**

※令和元年度分は令和2年7月末が提出期限